

資料編

1 計画の策定経過

日 程	項 目	主 な 内 容
2017（平成 29）年 7 月 3 日	第 1 回羽曳野市障害者 施策推進審議会	○第 4 期羽曳野市障害福祉計画における成果 目標・見込量と実績報告 ○第 3 期羽曳野市障害者計画の中間見直し、第 5 期羽曳野市障害福祉計画及び第 1 期羽曳 野市障害児福祉計画策定方針の提示 ○福祉アンケート（案）、障害児福祉アンケ ート（案）の提示
8 月 2 日～8 月 16 日	福祉に関するアンケート 調査の実施	○各種障害者手帳所持者等を対象に障害者・障 害児に区分し、生活状況や福祉サービスの利 用状況、利用意向などを把握し、計画策定の 基礎資料とすることを目的に実施
8 月 17 日～9 月 1 日	障害者団体及び事業所 へのアンケート調査の 実施	○相談支援事業者や羽曳野市身体障害者福祉協 議会、施設・作業所連絡会、サービス提供事 業所を対象に、充実が必要な障害福祉サービ スや一般就労を進めるうえでの課題を把握
8 月 23 日～9 月 8 日	庁内実績調査の実施	○庁内関係各課・室へ第 3 期羽曳野市障害者計 画の進捗状況・評価等を調査
11 月 20 日	第 2 回羽曳野市障害者 施策推進審議会	○第 4 期羽曳野市障害福祉計画における成果 目標・見込量と実績報告 ○福祉に関するアンケート調査結果報告書 （案）の報告 ○団体調査・事業所調査結果報告（案）の報告 ○第 3 期羽曳野市障害者計画（後期計画）、第 5 期羽曳野市障害福祉計画及び第 1 期羽曳 野市障害児福祉計画（骨子案）の提示
12 月 25 日	第 3 回羽曳野市障害者 施策推進審議会	○第 3 期羽曳野市障害者計画（後期計画）、第 5 期羽曳野市障害福祉計画及び第 1 期羽曳 野市障害児福祉計画（素案）の提示及び審議 会への諮問
12 月 26 日～ 2018（平成 30）年 1 月 25 日	パブリックコメントを 実施	○第 3 期羽曳野市障害者計画（後期計画）、第 5 期羽曳野市障害福祉計画及び第 1 期羽曳 野市障害児福祉計画（素案）を提示し、広く 市民等の意見を求めた。
2 月 28 日	第 4 回羽曳野市障害者 施策推進審議会	○パブリックコメントの実施結果を報告 ○第 3 期羽曳野市障害者計画（後期計画）、第 5 期羽曳野市障害福祉計画及び第 1 期羽曳 野市障害児福祉計画（案）を提示し、審議会 から答申を受ける。
3 月	○羽曳野市障害者施策推進審議会からの答申等を踏まえ「第 3 期羽曳野市 障害者計画（後期計画）」「第 5 期羽曳野市障害福祉計画」「第 1 期羽曳 野市障害児福祉計画」を一体のものとして策定	

2 羽曳野市障害者施策推進審議会条例

(制定 平成 25 年 3 月 29 日 羽曳野市条例第 16 号)

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、羽曳野市障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者を会議に出席させて、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後初めて委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 羽曳野市障害者施策推進審議会委員名簿（2017（平成29）年度）

条例規定順・所属名称五十音順・氏名五十音順（敬称略）

条例第2条各号	所属・役職	氏名	備考
(1)市議会議員	市議会代表	ヒヨリ チカコ 日和 千賀子 (平成29年9月29日まで) イマイ トシミ 今井 利三 (平成29年11月10日から)	
(2)学識経験を有する者	四天王寺大学 人文社会学部 人間福祉学科 准教授	ハタ チエミ 畑 智恵美	会長
	京都大学大学院医学研究科 人間健康科学系専攻作業療法学講座 教授 (平成29年9月30日まで大阪府立大学 教授)	イナドミ ヒロユキ 稲富 宏之	副会長
(3)関係行政機関の代表者	大阪府藤井寺保健所 代表	アカシ キヨミ 明石 清美	
	ハローワーク藤井寺 代表	マツモト キョウイチ 松本 恭一	
(4)関係団体の代表者	社団法人 羽曳野市医師会 代表	イケタニ トシヤ 池谷 俊哉	
	社団法人 羽曳野市医師会 代表	チョウシ カズノリ 調子 和則	
	羽曳野市教育委員会 代表	ウチモト カズヒコ 内本 和彦 (平成29年12月21日まで) アサノ タミコ 麻野 多美子 (平成29年12月22日から)	
	羽曳野市歯科医師会 代表	ヒナモト ヒデヒコ 比奈本 英彦	
	社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会 代表	シオノ リョウイチ 塩野 良一	
	羽曳野市民生委員・児童委員協議会 代表	キタヤマ タダアキ 北山 忠明	
	羽曳野市連合区長会 代表	マツムラ サダカズ 松村 貞一	
(5)障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者	指定一般相談支援事業所 代表	イシモト エツジ 石本 悦二	
	指定一般相談支援事業所 代表	イソガイ タカヒト 磯貝 高人	
	指定一般相談支援事業所 代表	カシマ カナ 加島 佳奈 (平成29年11月30日まで) オクムラ トモコ 奥村 友子 (平成29年12月1日から)	
	指定一般相談支援事業所 代表	ヤマサキ ユキオ 山崎 幸雄	
	(知的障害者施設) 羽曳野市 作業所・施設連絡協議会 代表	サノ ヨシマサ 佐野 益正	
	(身体障害者施設) 羽曳野市 作業所・施設連絡協議会 代表	ミズタニ タマキ 水谷 環	
	(精神障害者施設) 施設・事業所 代表	オグラ ヨウイチ 小倉 陽一	
	羽曳野市身体障害者福祉協議会 代表	ナワタニ マサル 縄谷 優 (平成29年4月28日まで) モリモト ユウゾウ 森本 雄三 (平成29年5月16日から)	
関係者※	大阪府富田林子ども家庭センター 代表	マルハシ マサコ 丸橋 正子	

※ 羽曳野市障害者施策推進審議会条例第6条中「審議会の議事に関係のある者」としての参加